

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加
2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

※令和3年6月公布、令和6年6月までに施行（施行日未定）

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 <sup>(※)</sup> <small>※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。</small>	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。



令和3年の法改正により、民間事業者の障害者への合理的配慮が、「努力義務」から「法的義務」に変わります。

 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。

## 事業者による合理的配慮の義務化・罰則

事業者が、不当な差別的取扱いを行ったり、合理的配慮の提供を行わない場合、対応指針に基づき、報告を求め、助言、指導若しくは勧告を行います。報告をしない場合、虚偽報告をした場合には、罰則（過料）が課されます。

### 改正障害者差別解消法における罰則（抜粋）

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

第26条 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

# 差別解消のための取組に関する情報収集・提供

## 改正障害者差別解消法における情報提供規定（抜粋）

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 **地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。**

## 内閣府の情報提供サイト

### 合理的配慮サーチ（合理的配慮等具体例データ集）

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html>

### 障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>

## 山梨県の情報提供サイト

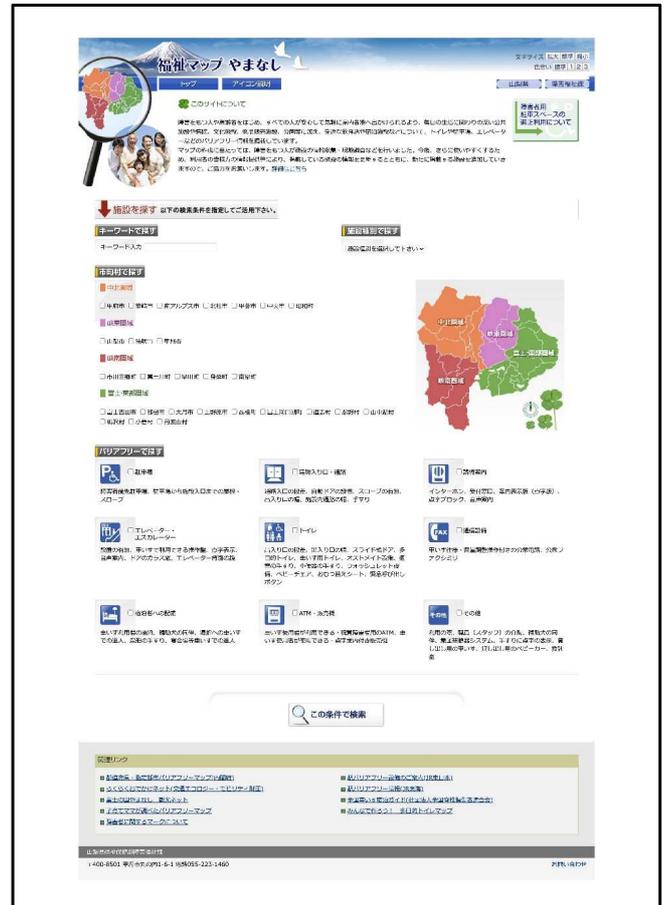
### 福祉マップやまなし（県内施設のバリアフリー情報）

<https://www.pref.yamanashi.jp/shogai-fks/fks-map/index.html>

※障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト



※福祉マップ やまなし



## 山梨県における障害者差別相談体制

### ○障害者差別地域相談員 ※各市町村に配置

障害者差別に関して、障害者の身近で障害者に寄り添った相談支援を行う人です。相談者に助言をしたり指導をしたり、必要に応じて関係者間の調整も行います。

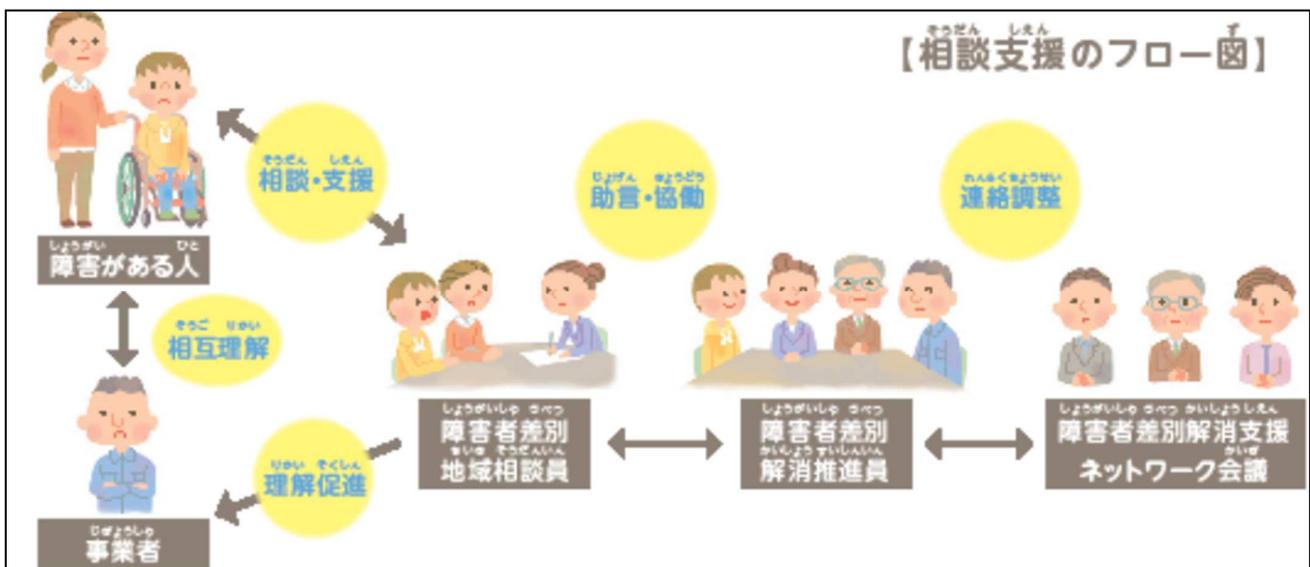
### ○障害者差別解消推進員 ※県障害福祉課に配置

地域相談員では、解消が困難な事案に関して、地域相談員に助言をしたり、必要に応じて関係者間の調整も行います。

また、相談では解消が困難な事案を公的な紛争解決機関へつなぎます。

### ○障害者差別解消支援ネットワーク会議

障害者差別に関する事例の研究や情報提供などを行い、障害者差別を解消する取組を推進します。



障害者差別地域相談員

各市町村に配置・44人  
※市町村職員、障害者支援施設職員 等

障害者差別解消推進員

県障害福祉課に配置・2人

障害者差別解消支援  
ネットワーク会議

委員36人・年2回、定例会議を開催  
※学識経験者、障害者団体、事業者団体  
国・県関係機関 等